

電子申請の再開にあたっての注意事項

1. Smooth File 内のデータについて

令和 5 年 6 月 12 日時点のデータが反映されておりますが、報告書及び副本データについては、以下のとおり対応とさせていただきます。

① 報告書のデータについて

令和 5 年 6 月 12 日までにお送りいただいた報告書のデータで、未処理だった物件については、申請者様のご協力により紙にて再度申請をいただいたため、確認の上ファイル内から削除いたしました。

② 副本のデータについて

令和 5 年 6 月 12 日までの副本データについては、申請者側様で要不要を確認の上削除してください。

2. Smooth File の使用方法追記について

「ゴミ箱内データの削除期限について」を追記致しました。
副本データ削除後、削除データはゴミ箱内へ移動します。
ゴミ箱へ移動後、15 日で完全に削除されるよう設定致しました。
詳細については、別添 2「昇降機定期報告のオンライン申請について」の P 20 ページをご確認ください。